

令和 7 年度ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策） ～利用料補助～

令和 7 年 9 月から開始された東京都の第 1 子保育料無償化事業に伴い、北区では、ベビーシッター利用支援事業（待機児童対策に限る。以下「利用支援事業」）を利用する保護者の方を対象に、利用料の補助を行っています。

<制度概要>

現行	
第 1 子	第 2 子以降
〔利用料金〕 1 時間 150 円（税込）	〔利用料金〕 1 時間 150 円（税込）を 児童一人当たり月額 33,000 円（上限） まで補助（ <u>対象条件あり</u> ） ↓ 北区保育課に申請していただくことで、 支払った利用料を補助します
 令和 7 年 9 月～ 	
児童一人当たり月額 33,000 円（上限）まで利用料を補助（<u>対象条件あり</u>） 北区保育課に申請していただくことで、支払った利用料を補助します	

1 補助金額

児童一人当たり月額 33,000 円（上限）

※33,000 円未満の場合は、実際に支払った額が補助額になります。

※利用支援事業の利用上限（以下参照）を超えた部分については自己負担になります。

- ・保育短時間認定 1 日 8 時間かつ月 160 時間
- ・保育標準時間認定 1 日 11 時間かつ月 220 時間

2 対象者

以下のすべての条件に該当する方

- ① 対象児童が 0 歳児クラス～2 歳児クラスであること。
- ② 住民税課税世帯であること。
- ③ 待機児童の保護者であること。

（「育休満了者」として利用支援事業を利用している方は対象外です。）

3 スケジュール

補助金の交付は年 3 回（4 ヶ月ごと）行います。

令和 7 年度につきましては以下のとおりです（交通費補助のスケジュールと同じです。）

支払回	対象月	申請受付期間	交付時期
第 1 回	4 月～7 月	8 月 22 日（金）まで	9 月下旬
第 2 回	8 月～11 月	12 月 19 日（金）まで	1 月下旬
第 3 回	12 月～3 月	4 月 24 日（金）まで	5 月下旬

4 提出書類

- ① 交付申請書
- ② 交付請求書兼口座振替依頼書
- ③ 利用料を支払ったことを証明する書類（ベビーシッター事業者が発行した領収書及び、
利用日ごとの支払金額内訳が確認できる書類）
- ④ 委任状（請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合のみ）
- ⑤ 住民税課税（非課税）証明書の写し（下記を確認いただき、必要な場合のみご提出ください。）

< 住民税課税（非課税）証明書／年間収入報告書が必要な場合 >

補助対象月	状況	必要書類
令和7年4月 ～ 令和7年8月	<u>令和6年1月1日現在</u> 、 北区外に住んでいた方	令和6年度住民税課税（非課税）証明書の写し （令和6年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの）
令和7年9月 ～ 令和8年3月	<u>令和7年1月1日現在</u> 、 北区外に住んでいた方	令和7年度住民税課税（非課税）証明書の写し （令和7年1月1日現在の居住地の区市町村が発行するもの）

◆証明年月日から3か月以内のものをご提出ください。

◆認可保育所の入所申込時に提出済みの場合は提出不要です。

◆上記期間に海外に住んでいた方は、それぞれの年度の「年間収入報告書」をご提出ください。

※対象月ごとに必要書類を取り揃え、受付期間中に北区保育課に郵送するか、窓口（第一庁舎2階2番）にお持ちください。

※③については交通費補助と同じ回で申請する場合は提出不要です。

※提出書類の書式につきましては、北区ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
北区子ども未来部保育課私立保育園係
（第1庁舎2階2番）
TEL：03-3908-1333